

静岡県告示第122号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和7年2月28日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前			改正後		
別表第2（略）			別表第2（略）		
職員の区分	報酬額（月額）		職員の区分	報酬額（月額）	
	語学指導等を行う 外国青年招致事業 により、静岡県に おいて国際交流活 動等を行う国際交 流員（以下「国際 交流員」という。）	来日1年目	28万円	来日1年目	33万5千円
		来日2年目	30万円	来日2年目	34万5千円
		来日3年目	32万5千円	来日3年目	35万5千円
		来日4年目以上	33万円	来日4年目以上	36万円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。